小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

年末調整について用意はお早目に

平成23年も最後の月になりました。ご存知の通り12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させてよい新年を迎えましょう。

■「年末調整」とは■

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになっています。しかし、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られていますが、実際には年の中途で給与の額に変動があること、②年の中途で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を「徴収」または「還付」し精算することが必要となります。この精算手続きのことを「年末調整」といいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続きを行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に重要な手続きといえます。

■年末調整の対象者■

一般的に12月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに1年を通じて勤務している人や、年の中途で就職し年末まで勤務している人(青色事業専従者も含む)です。

ただし、1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2000万円を超える人や、災害減免法の規定によりその年の給与に対する所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人など、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。

■昨年からの変更点■

平成23年分の年末調整について、以下の変更点があります。

① 扶養控除の見直し
② 同居特別障害者加算の特例措置の改組
② 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例が、所要の経過措置を講じた上で、平成22年12月31日をもって廃止

中でも注目すべき変更点である「扶養控除の見直し」では、年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除が廃止されました。

また、年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされましたので十分に注意しましょう。

法律コーナー

アンケートによる個人情報の取り扱い
――利用目的の明示が必要

新商品のアンケートをとることを予定していますが、個人情報保護法では、アンケートを実施する際には利用目的の明示が必要になっていると聞きました。どのように利用目的を明示すればよいのでしょうか。そこで今回はアンケートによる個人情報の取り扱いと利用目的の明示について考えてみます。

近年、個人情報が流失し、これを悪用するケースが増えています。こうした被害を防止するために２００５年に個人情報保護法が施行され、個人情報の厳密な取り扱いが義務づけられました。

「個人情報保護法」とは、読んで字のごとく「個人にかかわる情報を保護する法律」です。そして、保護すべき個人情報とは、住所、氏名、年齢、電話番号はもちろん、生年月日、職業、勤務先、口座番号などもあげられます。アンケートでは、こうした個人情報を記載してもらうことがありますが、その取り扱いについては注意が必要です。

個人情報保護法では、アンケートなどで個人情報を収集する場合に、利用目的を出来る限り特定することを義務付けています。これは事業者が取得した個人情報を勝手に利用することを阻止する狙いがあります。

アンケートを実施する際には、記載された個人情報の利用目的をできる限り特定する必要がありますが、例えば、「商品の発送」「アフターサービス」「商品の案内」など、具体的に明示する必要があります。そして、こうした目的以外には個人情報を利用しない旨を記載しておきます。

しかし、利用目的をどこまで特定すれば「できる限りの特定」になるかは法律では明確になっておらず、一種の努力目標になっています。そこで法律の制度趣旨から考えることが大切になります。その趣旨は、個人情報を取り扱う事業者が当初予定した利用用途と大きく異なる利用をしたり、勝手な解釈で個人情報を拡大利用することを禁じるというものです。このためアンケートに記載された個人情報をもとに電話営業をすることなどは、本人が了承していない限り、目的外の利用に該当し問題となります。

アンケートで個人情報を収集する際、利用目的は曖昧な表現ではなく、個人情報がどんな目的で使われるのか、アンケートに答える個人がイメージできる文章にすることが大切です。

■名刺交換による個人情報の取り扱い■

名刺交換で得た個人情報の利用目的は取引先との今後の連絡のためであると考えられます。「一般的に考えられる名刺交換の目的」外の利用をすることがなければ、あえて利用目的を通知する必要はありません。

また、個人がもらった名刺を社内の他の人に提供するケースがあります。業務の範囲であれば、個人からもらった名刺を社内のほかの人が連絡先として利用することは、問題のない行為と考えることができます。

しかし、業務の範囲を超えて他部門に提供することは、名刺を渡した人から見ると、業務に関係のない知らない相手（個人情報を提供した覚えのない相手）から突然連絡が来ることになり、不愉快に思う人も少なくありません。法的には、この点については明確な記述がありませんが、たとえ社内であっても業務の範囲を超える提供については慎重に考えた方がよいでしょう。

●個人情報の利用目的の明示例●

このアンケートにご記入いただいた個人情報は、今後お客様への①商品の発送、②アフターサービス、③新製品のご案内などのサービス向上のために使用させていただきますので、是非ともご協力下さい。

また、お客様より取得させていただいた個人情報は当社で厳重に管理・保管し、利用目的の範囲内で利用させていただきます。ご本人の同意なしに第三者に提供、開示など一切いたしませんので、ご安心ください。

経営コーナー

■事業資金の調達■

売掛債権や在庫などを活用 流動資産担保融資保証とは

中小企業にとって資金繰りは大きな問題です。一般的に融資は不動産担保や第三者保証人に頼るところが大きいのですが、営業取引等から発生した売掛債権や棚卸資産を担保に資金調達ができる制度もあります。そこで今回は流動資産担保融資保証について取り上げてみます。

●流動資産担保融資保証の仕組み●

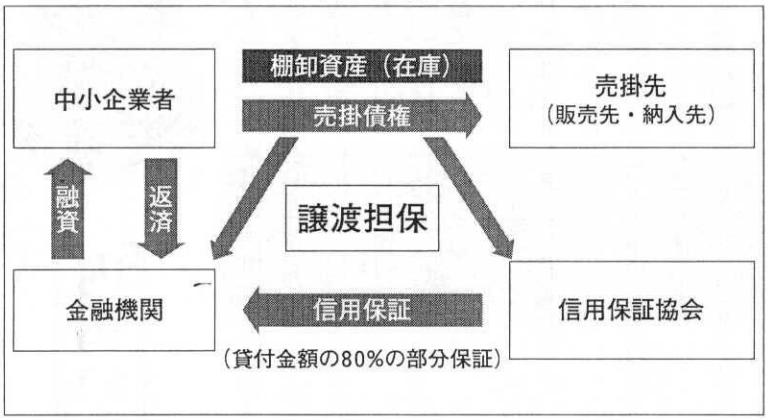

流動資産担保融資保証（略称：ABL）制度とは、中小企業が保有している売掛債権や棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、各都道府県の信用保証協会が信用保証を行う制度です。資金を調達する際に流動資産を担保にすることから、不動産や個人保証に依存することなく融資を受けることができます。

販売先からの入金を待たずに資金調達ができるため、資金繰りを改善させることができます。

具体的な支援内容や利用方法は、次のとおりです。

①担保にできる流動資産

担保の対象になるのは、「売掛債権」と「棚卸資産」です。売掛債権とは、売掛金や割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権などのことをいいますが、売掛先が国内の事業者や官公庁であることが条件になります。借り入れは、商品の納入や役務の提供が完了した後はもちろん、一定の範囲内で契約が成立した段階からもできるようになっています。

一方、棚卸資産とは、商品仕入れによる在庫商品や製造業における製品在庫、仕掛品、原材料、貯蔵品などのことをいいます。なお、固定資産として決算書に計上されている機械設備や車両運搬具などは、ABL制度の対象になりません。

②保証限度額・保証割合

ABL制度を活用して金融機関から借り入れを行う場合、借入限度額は2億5000万円となっています。ただし、各都道府県の信用保証協会が保証する保証割合は80%となっていますので、仮に金融機関から2億5000万円を借りたとしても、保証限度額は2億円となります。

また、借入可能な額は、売掛債権や棚卸資産の価額と同額ではありません。金融機関と保証協会の審査によって売掛先、棚卸資産の内容ごとに設定された掛目を、売掛債権および棚卸資産の価額に乗じた金額となります。掛目は売掛債権の場合70%から100%です。棚卸資産の場合は、原則として30%となります。ただし、上限を70%として引き上げも可能です。

③保証形態・借入方法・保証期間

ABL制度の保証形態には、「根保証型」と「個別保証型」の2種類があります。根保証とは、あらかじめ決められた借入上限額の範囲内の借り入れについて、保証期間内であれば自動的に保証を行うもので、保証期間は1年間（期間の延長、更新が可能）となっています。

これに対し個別保証は、借り入れの時点で回収金額、回収日が決まっている売掛債権を指定し、借り入れのつど、保証の申し込みを行う必要があります。保証期間は1年以内となっています。

具体的な借入方法については、保証形態の違いにかかわらず、すでに取引のある金融機関の申込窓口から申し込みをすることとなります。

流動資産担保融資保証制度（ABL保証）について詳しくはお近くの信用保証協会の相談窓口（http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html）でお問い合わせください。

税務ミニ知識

内払いの損害賠償金

業務上、従業員が社用車を使用している会社も多いことでしょう。その頻度が多ければ多い程、交通事故を起こすリスクは高まります。

最近では、自転車を利用する人が増えていることから、自転車がらみの交通事故が多発しています。スピードの出しすぎや、携帯電話を使いながら、音楽を聴きながらといった「ながら運転」をする自転車利用者にも注意を払いましょう。

交通事故は起こさないことが第一ですが、万が一、従業員が故意や重過失に基づかない人身事故を起こしてしまい、会社で治療費などを内払いした場合、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

内払いの賠償金

人身事故の場合、被害者の治療期間も長く、示談等で賠償額が確定するまでに時間がかかります。そのため、賠償額が決まる以前にも、入院・治療費や生活補償費などを損害賠償金の一部として「内払い」するケースが多くみられます。

こうしたケースでは、内払い分は仮払い金とし、賠償額が確定したときに全額経費とする考え方もあります。しかし、支払った内払い額が確定損害賠償額を超え、被害者から将来返還を受けるということは現実的には考えられません。

したがって、内払いした損害賠償金は示談等による賠償額の確定前でも、支払ったときに損金算入することができるとされています。

保険金の益金算入

社用車であれば強制保険や任意保険に加入していることでしょう。内払いした損害賠償金を支払い時の損金算入とすることが認められていますが、この場合には、損金の額に算入した損害賠償額に相当する保険金額は益金に算入することになります。

不測の事態に備える

2011年も終わろうとしているが、今年3月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う原発事故の傷は今も癒えることはない。震災は私たちに多くの課題を突きつけた。▼大地震の発生や台風の襲来のような自然災害を阻止することはできない。しかし、万が一起きてしまった時に、その被害を最小限に抑えることは人間の知恵でできる。不測の事態が起こることを前提に、あらかじめ起きた場合のリスクを入念に検討しておくべきである。▼また万が一起きた時には、どうすれば最悪の事態に発展させないで済ませられるかという分析を徹底して行う必要がある。まして、ある程度注意深く考察すれば人間がコントロールできるような事柄については、事前にその発生確率を少しでも小さくするよう日々努めなければならない。発生したとしても致命傷になるようなダメージを受けないような対応策を策定し、必要な準備をしておくべきである。不測の事態に今から備えることも重要な経営課題である。

12月の税務と労務

—税　務—

★給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき

★給与所得者の保険料控除申告書，住宅取得控除申告書の提出
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由，その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

★固定資産税（都市計画税）の第３期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日

★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（23年６月～11月分）の納付　納期限…12月12日

★７月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出
提出期限…12月20日

★10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
申告期限…平成24年１月４日

★１月，４月，７月，10月決算法人の３月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成24年１月４日

★法人・個人事業者の１月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉　申告期限…平成24年１月４日

★４月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
申告期限…平成24年１月４日

★消費税の年税額が400万円超の１月，４月，７月決算法人の３月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成24年１月４日

★消費税の年税額が4,800万円超の９月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の１月ごとの中間申告（８月決算法人は２カ月分）〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成24年１月４日

—労　務—

★労働災害保険事業開始届　提出期限…12月12日
★健保・厚保の保険料の納付　納期限…平成24年１月４日